

最終更新日: 2016年3月31日

キヤノン株式会社

代表取締役会長 CEO 御手洗富士夫

問合せ先: IR推進室/03-3758-2111

証券コード: 7751

http://www.canon.co.jp/ir/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

企業が健全なコーポレート・ガバナンス体制を確立し、継続的に企業価値を向上させていくためには、経営における透明性の向上と経営監視機能の強化が不可欠であると考えております。また同時に、企業の永続的な発展のためには、役員、執行役員及び従業員一人ひとりの倫理観と使命感も極めて重要であると認識しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満
---	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	62,266,200	4.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	48,089,100	3.61
第一生命保険株式会社	37,416,380	2.81
パークレイズ証券株式会社	30,000,000	2.25
モックスレイ・アンド・カンパニー・エルエルシー	23,595,319	1.77
株式会社みずほ銀行	22,558,173	1.69
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223	17,896,582	1.34
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー 505234	17,834,034	1.34
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	17,439,987	1.31
株式会社大林組	16,527,607	1.24

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

2. 資本構成【大株主の状況】についての補足説明
大株主の状況は2015年12月31日現在の状況です。

第一生命保険株式会社については、上記の他に、退職給付信託に係る信託財産として設定した当社株式が6,180,000株あります。モックスレイ・アンド・カンパニー・エルエルシーは、ADR(米国預託証券)の受託機関であるジェービー・モルガン・チェース・バンクの株式名義人です。

株式会社みずほ銀行については、上記の他に、退職給付信託に係る信託財産として設定した当社株式が9,057,000株あります。上記の他に、当社が所有している自己株式241,690,840株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合18.12%)があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部、札幌 既存市場、福岡 既存市場
-------------	--------------------------------

決算期	12 月
-----	------

業種	電気機器
----	------

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	300社以上

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は国内では上場子会社2社を有しておりますが、日常の経営判断や業務執行等については各社の独立性を尊重しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	30 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長 更新	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
齊田 國太郎	弁護士								△			
加藤 治彦	その他								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
齊田 國太郎	○	当社は、齊田國太郎氏に対し、顧問報酬を支払っていたことがありますが、報酬は多額でなく、契約は既に終了しております。	齊田國太郎氏は、高松、広島、大阪各高等検察庁検事長などの要職を歴任後、弁護士として企業法務に携わっているほか、他社の社外役員も務めており、その高い専門性と豊富な経験を当社の経営に活かしたく、社外取締役として選任しております。 また、同氏は、取引所の定める独立性基準に照らし、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないものと判断したため、独立役員として指定しております。
		加藤治彦氏が代表執行役社長を務める株式会社証券保管振替機構と当社との	加藤治彦氏は、財務省主税局長、国税庁長官などの要職を歴任し、長年にわたり国の財政運営に携わってまいりました。また、株式会社証券保管振替機構の社長として経営の経験も

加藤 治彦	○	間には取引がありますが、株式等振替制度の利用に伴い同社所定の手数料を支払っているものであります。 また、当社は、同氏に対し顧問報酬を支払っていたことがあります。報酬は多額でなく、契約は既に終了しております。	有しており、その高い専門性と豊富な経験を当社の経営に活かしたく、社外取締役として選任しております。 また、同氏は、取引所の定める独立性基準に照らし、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないものと判断したため、独立役員として指定しております。
-------	---	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

【監査役と会計監査人の連携状況】
 監査役及び監査役会は、会計監査人から監査開始前に監査計画の概要や重点監査項目等についての説明を受け、その妥当性について意見を述べております。また、会計監査人から会計監査・四半期レビュー、内部統制監査の報告を受け、監査・レビュー結果や会計監査人が把握した内部統制システムの構築・運用状況及びリスクの評価等に関して意見交換を適宜行っております。更に必要に応じて会計監査人の往査及び監査講評に立ち会うほか、国内及び海外グループ会社の監査を担当する会計監査人とのミーティングを実施し、監査状況の把握に努めております。会計監査人の監査の品質管理体制については詳細な説明を受け、その妥当性を確認しております。
 なお、会計監査人の独立性を監視することを目的として、監査契約等の内容や報酬額を監査役会が事前承認する制度を導入しております。

【監査役と内部監査部門の連携状況】
 監査役及び監査役会は、経営監理室から事前に内部監査計画の概要、監査項目について報告を受け、内部監査実施後にはすべての監査結果及び評価の報告を聴取しております。更に常勤監査役と経営監理室長との間で月例のミーティングを実施し、意見・情報交換を行う等、緊密な連携を図っております。
 なお、品質、情報セキュリティ、物理セキュリティ等の各種監査については、経営監理室からの報告を受けるほか、それぞれの統括部門の監査時等においても報告を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大江 忠	弁護士													
吉田 修己	公認会計士										△			
北村 国芳	他の会社の出身者										△			

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
 a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大江 忠	○	——	大江忠氏は、弁護士として長年にわたり企業法務の実務に携わるとともに、法学研究を専門とする大学教授としての経験もあるなど、豊富な経験と高度な専門的知識を有していることから、それらを経営全般の監視と、一層の適正な監査の実現のために活かしく、社外監査役として選任しております。 また、同氏は、取引所の定める独立性基準に照らし、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないものと判断したため、独立役員として指定しております。
吉田 修己	○	吉田修己氏が過去所属しておりました有限責任監査法人トーマツは、当社の会計監査を担当する監査法人ではありません。また、同監査法人と当社との間には業務委託契約等に基づく取引がありますが、その年間取引額は、当社および同監査法人それぞれの年間売上高の1%に満たない額であります。	吉田修己氏は、公認会計士として、長年にわたり企業会計の実務に携わっており、企業会計に関する豊富な経験と高度な専門的知識を有していることから、それらを経営全般の監視と、一層の適正な監査の実現のために活かしく、社外監査役として選任しております。 また、同氏は、取引所の定める独立性基準に照らし、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないものと判断したため、独立役員として指定しております。
北村 国芳	○	北村国芳氏は、第一生命保険株式会社の出身者であります。同社は当社の株主ではありますが、その持株比率は約3.4%（発行済株式総数から自己株式数を控除して算出）であります。また、同社と当社との間には保険契約等に基づく取引がありますが、その年間取引額は、当社および第一生命保険株式会社それぞれの年間売上高の1%に満たない額であります。	北村国芳氏は、生命保険会社において長年にわたり幅広い分野の仕事に携わっており、実務家としての視点に加え、企業経営に関する相当程度の知見を有していることから、それらを経営全般の監視と、一層の適正な監査の実現のために活かしく、社外監査役として選任しております。 また、同氏は、取引所の定める独立性基準に照らし、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないものと判断したため、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

(業績連動型報酬の導入)

賞与について、当社の定める基準に基づき、当該年度の会社業績に連動し算出された支給総額を定時株主総会に提案し、承認を得ております。

(ストックオプション制度の導入)

対象者の業績向上に対する意欲や士気を中長期の視点から高め、企業力の一層の強化に繋げて、持続的な企業価値向上に資することを目的としております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、その他
-----------------	---------------

従業員とは、重要な職責を担う幹部従業員をいいます。その他は執行役員をいいます。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である者につきましては、有価証券報告書において個別開示を行っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の決定に関する方針につきましては、以下のとおりです。

<報酬構成>

取締役の報酬は、役割／職務執行の対価としての「基本報酬」、当該年度の会社業績に連動した「役員賞与(社外取締役は支給対象外)」から構成されております。

また上記に加え、中長期インセンティブとしての「ストックオプション」を付与することがあります。

<決定方法>

1. 基本報酬

株主総会の決議により、取締役全員の報酬総額の最高限度額を定めております。各取締役の報酬額は、当社の定める基準に基づき、取締役会の決議により決定いたします。

2. 役員賞与

役員賞与は、当社の定める基準に基づき、当該年度の会社業績に連動し算出された支給総額を定時株主総会に提案し、承認を得ております。各取締役の賞与支給額は、株主総会で承認された支給総額に基づいて、取締役会の決議により、役位・個人業績等を考慮して決定いたします。

3. スtockオプション

業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行することおよびその内容を定時株主総会に提案し、承認を得ております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役には、取締役会の上程議案について担当部門から事前に説明を行います。

また、当社は監査役室に専任スタッフを配置し、社外監査役を含む監査役5名をサポートしております。取締役会の上程議案に関する事前説明は、社内監査役または関係部門の責任者から行っております。また、会計監査人や内部監査部門である経営監理室からの監査に関する説明や報告の際には、社外監査役も全てに出席することになっておりますが、出席が出来ない場合でも、出席した監査役や専任スタッフからの報告などにより状況を把握できるようにしております。更に監査役会を月に1回以上、情報共有および監査役会の補完を目的とする監査役連絡会を随時開催し、重要事項およびそれぞれの監査内容に関する情報を監査役間で共有しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(取締役会、代表取締役、執行役員)

取締役会は、業務の適正を確保するための体制整備に関する方針(内部統制システムの基本方針)等、会社法により取締役会が決定すべきものと定められている事項、その他重要な経営事項を決定するとともに、代表取締役及び代表取締役の指揮のもと執行役員が行う業務執行につき定期的及び必要に応じ報告を受け、これを監督しております。

当事業年度、取締役会は17名の取締役で構成されておりましたが、2016年3月30日開催の第115期定時株主総会において、社内出身の取締役4名、独立役員である社外取締役2名の計6名体制とすることが決議されました。

執行役員が各主要部門の責任者として業務執行を担う一方、代表取締役として複数の部門又は機能を統括する社内出身者及び社内出身者と異なった客観的視点を有する独立社外取締役で組成されたコンパクトな取締役会により、経営全体を俯瞰した意思決定と業務執行の監督を行う体制を徹底させ、経営の一層のスピードアップを図ることといたしました。

4名の代表取締役は、グループ全体の経営の統括責任者であるChief Executive Officer(CEO)のほか、CEOの方針のもとグループの事業の統括及び当社社長を務めるChief Operating Officer(COO)、グループの財務に関する事項を統括するChief Financial Officer(CFO)、技術研究開発を統括するChief Technical Officer(CTO)をそれぞれ分担いたします。

執行役員は、2016年4月1日をもって女性2名、外国人2名を含む37名となります。

(経営戦略会議、リスクマネジメント委員会、開示情報委員会)

代表取締役及び一部の執行役員で構成する経営戦略会議を置き、CEOの決定事項のうち、グループ戦略に関わる重要案件につき、事前審議をしております。本会議には社外取締役及び監査役も出席し、意見を述べるができます。

また、当社は、取締役会決議に基づき、キャノングループのリスクマネジメント体制の整備に関する方針や施策を立案するリスクマネジメント委員会を置いております。同委員会は、財務報告の信頼性確保のための体制の整備を担当する財務リスク分科会、企業倫理の徹底及び遵法体制の整備を担当するコンプライアンス分科会、品質リスクや情報漏洩リスク等の事業リスク全般の管理体制の整備を担当する事業リスク分科会の3つの分科会から構成されています。リスクマネジメント委員会は、リスクマネジメント体制の整備状況を検証し、その結果をCEO及び取締役会に報

告する役割を担っております。

その他、重要会社情報の適時、正確な開示のため、開示情報の内容や開示時期等を審議する開示情報委員会を置いております。

(監査役、監査役会)

当社は、監査役会設置会社です。監査役は、現在5名であり、うち3名が独立役員である社外監査役です。監査役は、監査役会で決定した監査方針、監査計画に従い、取締役会、経営戦略会議等への出席、取締役等からの報告の聴取、重要な決裁書類等の閲覧、当社及び子会社の業務及び財産の状況の調査等を行い、これらにより、内部統制システムの整備・運用状況を含む取締役等の職務執行に対する厳正な監査を実施し、経営への監視機能を果たしております。また、内部監査部門及び会計監査人と密接に連携することにより、監査の実効性の向上を図っております。

(社外取締役及び社外監査役の機能及び役割、選任状況に関する考え方)

金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、社外取締役及び社外監査役の独立性を担保するための基準を明らかにすることを目的として、全監査役の同意のもと、取締役会の承認により、「独立社外役員の独立性判断基準」を制定しております。当該基準は、当社ウェブサイト(<http://www.canon.co.jp/ir/strategies/governance.html>)に掲載しております。当社の社外取締役及び社外監査役は全て当該「独立性判断基準」を満たしており、取締役会の透明性とアカウンタビリティの維持向上に貢献する役割を担っております。

(内部監査部門)

内部監査部門である経営監理室は独立した専任組織として、「内部監査規程」に則り、遵法や内部統制システム等の監査及び評価と提言を行っております。また、品質や環境、情報セキュリティ等テーマ別の監査は、それぞれの統括部門が経営監理室と連携し、実施しております。

また、経営トップの方針に基づき、全ての業務について専門的な見地から監査を実施するべく、監査機能の強化を図り、現在の70名体制から増員を計画しております。

(会計監査人)

当社は新日本有限責任監査法人と監査契約を結び、会計監査を受けております。

当社の第115期(2015年12月期)の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名および所属する監査法人名は以下のとおりとなっております。

(業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人)

(指定有限責任社員 業務執行社員 中谷喜彦、新日本有限責任監査法人)

(指定有限責任社員 業務執行社員 関口茂、新日本有限責任監査法人)

(指定有限責任社員 業務執行社員 田中清人、新日本有限責任監査法人)

(注) 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士20名、その他42名です。

(取締役及び監査役との責任限定契約)

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役および社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

企業が健全なコーポレート・ガバナンス体制を確立し、継続的に企業価値を向上させていくためには、経営における透明性の向上と経営監視機能の強化が不可欠であると考えております。そして、その前提として、業務執行を担う役員及び従業員一人一人の倫理観と使命感も極めて重要であると認識しております。現状のコーポレート・ガバナンス体制の選択は、そのような考えに基づいておりますが、具体的理由は、上記2.「業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」に記載のとおりです。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	直近の定時株主総会においては開催日(2016年3月30日)の26日前(3月4日)に発送いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能にしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の参考英訳を作成し、東京証券取引所および当社ウェブサイトに掲載しております。
その他	直近の定時株主総会においては、株主総会招集通知を、発送日(2016年3月4日)の4日前(2月29日)に当社ウェブサイトに掲載いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	関連法規及び証券取引所の開示ルールに則って、株主及び資本市場に対して情報が正確かつ網羅的に開示される体制を強化するために、2005年4月に「開示情報委員会」を設置しました。重要な会社情報について、適時開示の要否、開示内容、開示の時期等の検討及び決定の役割を担うとともに、各部門で発生した重要な会社情報について、迅速かつ網羅的に情報を収集する体制を構築しております。なお、株主や投資家等に対して、経営方針説明会、四半期毎の決算説明会、個人投資家向け説明会やホームページの充実等を通して経営状況について迅速かつ正確な情報開示を継続して実施しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	自社ホームページ上に個人投資家向けの専用ページを設けている他、適宜、説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役会長 CEOによる経営方針説明会を毎年継続的に実施しております。また、各四半期の決算発表当日に、代表取締役副社長 CFOが、国内のアナリスト・機関投資家向けに決算説明会を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役副社長 CFOが海外投資家を継続的に訪問し、経営戦略や事業戦略の説明をしております。また、各四半期の決算発表当日に、代表取締役副社長 CFOが、電話会議を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	開示資料は原則的に全て掲載しており、日本語サイトと英語サイトの双方に同内容の資料を掲載するように努めております。また、各種説明会の音声或いは動画、ヒストリカルデータ(過去10年分の財務データ)、株価情報も掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部門は経理本部IR推進室となっております。担当役員は代表取締役副社長 CFO、事務連絡責任者はIR推進室 室長となっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
	当社は、企業理念に「共生」を掲げており、顧客・地域社会・株主に対してはもちろん、国や

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	地域、地球や自然に対してもよりよい関係をつくり、社会的責任を果たすことをめざしております。この理念は「キャノングループ行動規範」に盛り込まれており、当社役員、執行役員および従業員は、この規範に沿って業務を遂行しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、環境保全、コンプライアンス、品質保証などの社会的要請の高い分野については、従来よりそれぞれの専門部門が責任を持って対応しております。さらに、2012年には「キャノングループCSR活動方針」を制定し、統一した方針のもと、CSR担当部門がキャノングループ全体のCSR活動を統括し、推進しています。これらの活動の詳細につきましては、「キャノン サステナビリティレポート」にて開示しております。レポートに加え、最新の情報も適宜WEBサイトにて開示しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示の方針については、独自のガイドラインを定め、これに則った形での情報開示をしております。また、2005年に「開示情報委員会」を設置し、重要な経営情報を正確かつ網羅的で公正に開示できるようにしております。
その他	<女性の活躍の方針・取組に関して> 当社では、「共生」の理念のもと、グローバルな多様性を尊重するとともに、性別や年齢、障がいの有無などにかかわらず、人材の公平な登用や活用を積極的に推進しています。こうしたダイバーシティ推進を加速するため、2012年に全社横断プロジェクトを立ち上げ、「女性社員の活躍推進」などに取り組んでおります。 当社は、育児休業者がほぼ100%復職しており、平均の年間総労働時間数が法定および所定労働時間数のいずれも下回るなど、仕事と家庭の両立を目指す女性社員にとって働きやすい環境が整っております。また、近年、管理職級への昇進率に男女の差はなく、女性管理職の人数は着実に増加しており、管理職候補である係長級の人数も増加しています。執行役員への女性の登用も進んでおります。 当社では、キャリア形成支援、職場の意識・慣行の更なる改善などに加え、人事諸制度の見直しを進めております。 主な施策は、以下のとおりとなっております。 ・各種研修・セミナーの実施(女性リーダー研修、上司参加型育児休業復職セミナー等) ・外部識者による講演会の開催、社内WEBサイトでの情報発信、座談会実施等による啓発活動 ・柔軟な働き方に向けた人事諸制度および職場慣行見直し など 今後も、女性の活躍の場をより一層広げることができるよう、取り組んでまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容(内部統制システムの基本方針)及び当該体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の基本方針

【基本方針の決議の内容】

当社ならびに当社およびその子会社からなる企業集団は、業務の適正を確保し、企業価値の継続的な向上を図るため、創立当初からの行動指針である「三自の精神(自発・自治・自覚)」に基づく健全な企業風土と、「キャノングループ行動規範」による遵法意識の醸成に努めるとともに、当社CEOおよび各部門の責任者ならびに各子会社の執行責任者の権限と決裁手続の明確化を通じ、キャノングループ全体の「経営の透明性」を確保する。

1. コンプライアンス体制(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号)

【基本方針の決議の内容】

- (1) 取締役会は、「取締役会規則」を定め、これに基づきキャノングループの経営上の重要事項を慎重に審議のうえ意思決定するとともに、代表取締役、業務執行取締役および執行役員(以下「取締役等」)の業務の執行状況につき報告を受ける。
- (2) 業務遂行にあたり守るべき規準として取締役会が定める「キャノングループ行動規範」を用い、新入社員研修、管理職登用研修、新任役員研修等の場においてコンプライアンスを徹底する。
- (3) リスクマネジメント体制の一環として、日常の業務遂行において法令・定款の違反を防止する業務フロー(チェック体制)およびコンプライアンス教育体制を整備する。
- (4) 内部監査部門は、取締役等および従業員の業務の執行状況を監査する権限を有しており、法令・定款の遵守の状況についても監査を実施する。
- (5) 従業員は、キャノングループにおいて法令・定款の違反を発見した場合、内部通報制度を活用し、社外取締役、社外監査役を含むいずれの役員にも匿名で事実を申告することができることとする。また、当社は、内部通報者に対する不利な取扱いを禁止する。

【運用状況の概要】

- (1) 当期は取締役会を14回開催し、重要事項につき審議・決定したほか、主要部門を担当する取締役等から業務執行につき報告を受けました。
- (2) 「キャノングループ行動規範」を用いたコンプライアンス研修を実施したほか、半期に1回、職場単位で身近な法令違反リスクについて議論する機会(「コンプライアンス週間」)を設けました。
- (3) 下記2【運用状況の概要】(1)のとおりであります。
- (4) 内部監査部門は、約70名を擁しており、コンプライアンスのほか、業務の有効性及び効率性、情報セキュリティ等につき、各部門および子会社を監査し、監査結果をCEOのほか監査役会にも報告のうえ、必要に応じて改善提言を行っております。
- (5) 社内イントラネットにおいて、内部通報窓口とともに内部通報者の不利益取扱いの禁止を含む内部通報制度の利用ルールを周知しております。当期、重大な法令違反等に関わる内部通報案件はありませんでした。

2. リスクマネジメント体制(会社法施行規則第100条第1項第2号)

【基本方針の決議の内容】

- (1) 取締役会が定める「リスクマネジメント基本規程」に基づき、リスクマネジメント委員会を設ける。同委員会は、キャノングループが事業を遂行するに際して直面し得る重大なリスクの把握(法令違反、財務報告の誤り、品質問題、労働災害、自然災害等)を含む、リスクマネジメント体制の整備に関する諸施策を立案するとともに、取締役会の承認を得た活動計画に従って当該体制の整備・運用状況を評価し、CEOおよび取締役会に報告する。
- (2) 取締役会が定める「経営戦略会議規程」に基づき経営戦略会議を設け、取締役会付議に至らない案件(CEO決裁案件)であっても、重要なものについては同会議において慎重に審議する。

【運用状況の概要】

- (1) リスクマネジメント委員会には、財務報告の信頼性確保のための体制整備を担当する「財務リスク分科会」、企業倫理や主要法令の遵守体制の整備を担当する「コンプライアンス分科会」、品質リスクや情報漏洩リスクその他の主要な事業リスクの管理体制の整備を担当する「事業リスク分科会」の三分科会が設置されており、それぞれ、取締役会が定める2015年度活動計画に従ってキャノングループのリスクマネジメント体制の整備・運用状況を評価いたしました。その結果、重大な不備は認められず、同委員会はその旨をCEOおよび取締役会に報告いたしました。
- (2) 当期、経営戦略会議を11回開催いたしました。業務執行を担う取締役等のほか、社外取締役および監査役も適宜出席し、意見を述べております。

3. 効率的な職務執行体制(会社法施行規則第100条第1項第3号)

【基本方針の決議の内容】

- (1) CEOおよび他の取締役等は、取締役会が定める分掌および職務権限に関する規程に基づき、CEOの指揮監督の下、分担して職務を執行する。
- (2) CEOは、5カ年の経営目標を定めた「グローバル優良企業グループ構想」および3カ年の重点施策等を定めた中期経営計画を策定し、グループ一体となった経営を行う。

【運用状況の概要】

- (1) CEOおよび他の取締役等は、関連規程に基づき、分担して職務を執行しております。
- (2) CEOは、当社の取締役等および国内外主要子会社の執行責任者が集まる会議(グローバルサミット)での議論をふまえて中期経営計画を決定しており、グループ経営としての一体性を確保しております。

4. グループ管理体制(会社法施行規則第100条第1項第5号)

【基本方針の決議の内容】

当社は、子会社に対し、次の各号を行うことを求めることにより、キャノングループの内部統制システムを整備する。

- a) 当社取締役会が定める「グループ会社管理規程」に基づき、重要な意思決定について当社の事前承認を得ることまたは当社に対して報告を行うこと。
- b) 「リスクマネジメント基本規程」に基づき、その事業の遂行に際して直面し得る重大なリスクを把握のうえ、これらのリスクに関するリスクマネジメント体制の整備・運用状況を確認、評価し、当社に報告すること。
- c) 設立準拠法の下、適切な機関設計を行うとともに、執行責任者の権限や決裁手続の明確化を図ること。
- d) 「キャノングループ行動規範」によるコンプライアンスの徹底の他、リスクマネジメント体制の一環として、日常の業務遂行において法令・定款の違反を防止する業務フロー(チェック体制)およびコンプライアンス教育体制を整備すること。

e)内部通報制度を設けるとともに、内部通報者に対する不利な取扱いを禁止すること。

【運用状況の概要】

a)当社は、「グループ会社管理規程」に基づき、子会社から報告を受け、または事前承認を行いました。

b)上記2【基本方針の決議の内容】(1)記載のリスクマネジメント体制の整備・運用状況の評価のため、評価対象となる子会社は、それぞれ対象リスクにつき評価を実施いたしました。

c)各子会社は、適用を受ける法律等のほか、業容等に応じて機関設計や決裁の基準・手続を適宜見直しております。

d)上記2【運用状況の概要】(1)に加え、各子会社は、必要に応じ、研修や議論の場を設け、コンプライアンスの徹底を図っております。

e)各子会社は、内部通報制度を整備し、通報者に対する不利な取扱いの禁止の徹底を図っております。

5. 情報の保存および管理体制(会社法施行規則第100条第1項第1号)

【基本方針の決議の内容】

取締役会議事録およびCEOその他の取締役等の職務の執行に係る決裁書等の情報は、法令ならびに「取締役会規則」および関連する規程に基づき、各所管部門が適切に保存・管理し、取締役、監査役および内部監査部門は、いつでもこれらを閲覧できることとする。

【運用状況の概要】

取締役、監査役および内部監査部門は、必要に応じ、取締役会議事録、経営戦略会議議事録やCEO決裁書等の記録を閲覧しまたはその写しを入手しております。

6. 監査役監査体制(会社法施行規則第100条第3項)

【基本方針の決議の内容】

(1)監査役室を設置し、必要な員数の専任従業員を配置する。この監査役室は、取締役等の指揮命令から独立した組織とし、専任従業員の人事異動には、監査役会の事前の同意を要することとする。

(2)監査役は、取締役会のみならず、経営戦略会議、リスクマネジメント委員会等の社内の重要な会議に出席し、取締役等による業務の執行状況を把握する。

(3)人事、経理、法務等の本社管理部門は、監査役と会合を持ち、業務の執行状況につき適宜報告する。また、重大な法令違反等があったときは、関連部門が直ちに監査役に報告する。

(4)監査役は、会計監査人から定期報告を受ける。

(5)監査役は、国内子会社の監査役と定期的に会合を持ち、情報共有を通じてグループ一体となった監査体制の整備を図る。また、監査役は、国内外の主要な子会社を分担して往査し、子会社の取締役等による業務の執行状況を把握する。

(6)当社は、監査役に報告した者に対する不利な取扱いを禁止するとともに、子会社にも不利な取扱いの禁止を求める。

(7)監査役会は、当社および子会社に対する年間の監査計画とともに予算を立案し、当社は、必要となる予算を確保する。臨時の監査等により予算外の支出を要するときは、その費用の償還に応じる。

【運用状況の概要】

(1)取締役等の指揮命令から独立した監査役室を設置し、専任従業員を配置しております。必要な場合には、監査役は、本社管理部門等に調査を指示することができます。

(2)社外監査役を含め、監査役は、ほぼ全ての取締役会に出席するとともに、経営戦略会議およびリスクマネジメント委員会にも適宜出席しております。

(3)本社管理部門の責任者は、原則として月1回、常勤監査役と会合を持ち、業務の執行状況を報告しております。また、内部監査部門は、監査結果をCEOのほか監査役会にも報告しております。

(4)監査役は、会計監査人から、法令に基づく事業年度の監査結果についての定期報告を受けたほか、適宜、会計監査人から監査状況を聴取しております。

(5)監査役は、国内子会社の監査役と適宜会合を持ち、情報交換を行いました。また、子会社の往査の際には、個別に子会社監査役と情報交換を行いました。

(6)上記1【運用状況の概要】(5)のほか、監査役への報告者に対する不利な取扱いの禁止を周知しております。

(7)当期、監査計画に従った監査を実施するにあたって予算が不足する事態は生じませんでした。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 基本方針

当社は、当社および当社グループ各社が市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度を貫き、反社会的勢力との関係を遮断することを基本方針としております。

2. 整備状況

(1)当社就業規則において、反社会的勢力との関係遮断についての規定を定め、従業員に対してその徹底を図っております。

(2)反社会的勢力対応のグループ統括部署を置き、各事業所、グループ会社担当部署との間で、反社会的勢力およびその対応に関する情報を共有し、反社会的勢力との取引等の未然防止に努めております。

(3)警察および弁護士等の外部機関との連携体制を構築しております。

(4)賛助金の支払いについては、法律上、企業倫理上の観点から問題のないことをチェックするため、事前にこれを審査しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

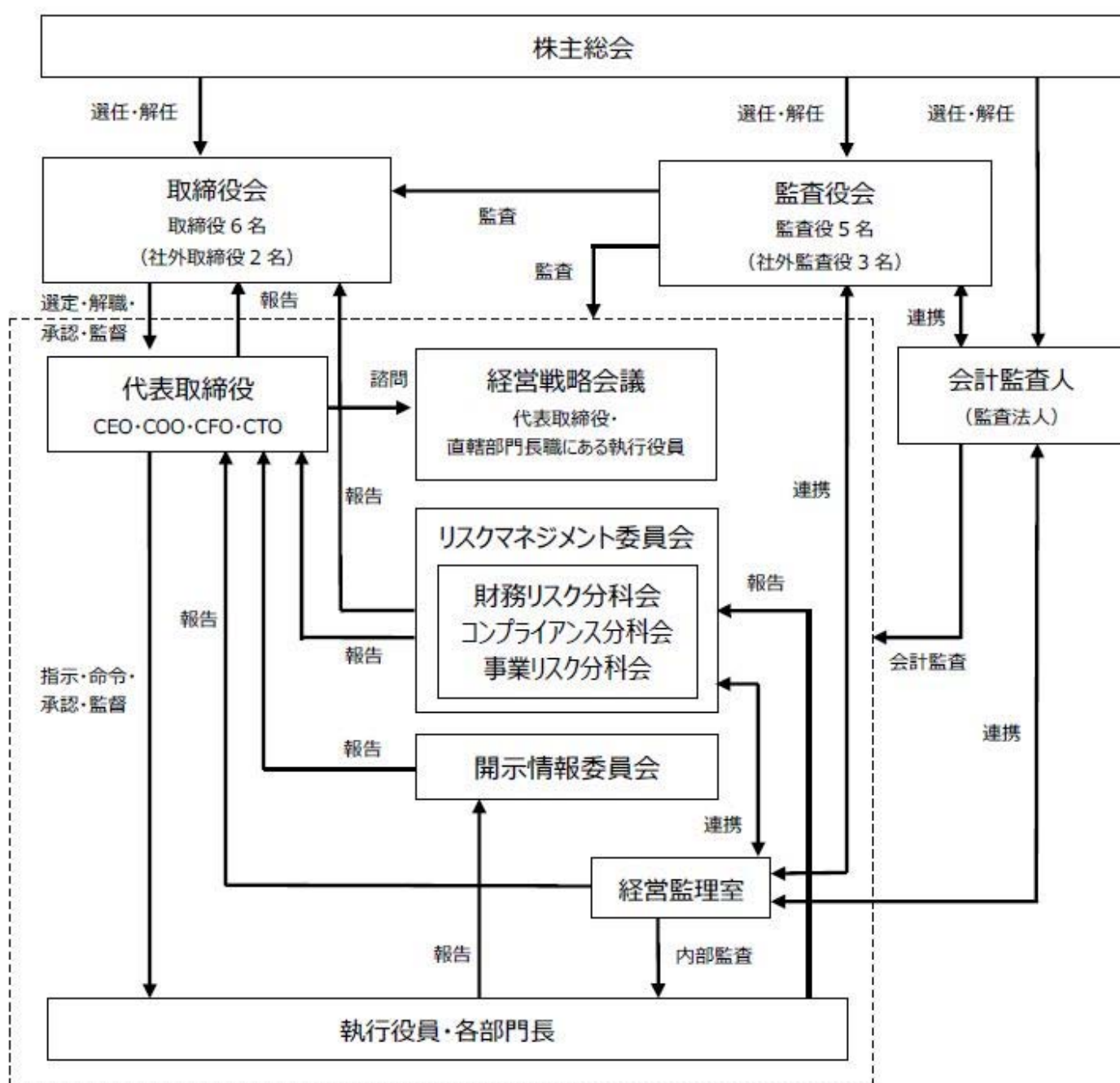
該当項目に関する補足説明

導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

コーポレート・ガバナンス体制の模式図及び適時開示体制の概要は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンス体制の模式図



適 時 開 示 体 制 の 概 要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

公正、公平でかつ適時に必要な情報を開示するため、適時開示に該当すると想定される重要な会社情報に関しては、当該情報の管轄部門から適宜、社長を委員長とする「開示情報委員会」に報告され、開示の要否を決定する体制を構築しております。

「開示情報委員会」の委員は、経理部門、法務部門、広報部門を統括する責任者と当該情報の管轄部門の責任者で構成され、報告された案件に関して、適時開示の要否、開示時期、開示内容、開示方法等の適時開示に必要な決定を迅速に行う役割を担っております。

また、「開示情報委員会」は、重要な会社情報に関する開示統制の評価を含め、開示体制の構築と維持整備を行う役割も同時に担っております。

尚、決定事実に関する重要な会社情報に関しては、必要な社内での機関決定を経た後、速やかに情報開示を行う体制となっております。

以上